

広島県訓令第七号

本 庁
地 方 機 関

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令

職員の旅費の支給に関する規程（昭和二十八年広島県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「教育職給料表(一)」「教育職給料表(二)」を「教育職給料表(三)」に改める。

行政職 給料表	教 育 職 給料表(一)
9 級	4級の5号給 以上
8 級	4級の4号給 以下 3級の29号給 以上
7 級	3級の9号給 から28号給 まで
6 級	
5 級	3級の8号給 以下 2級の17号給 以上
4 級	2級の5号給 から16号給 まで
3 級	2級の4号給 以下 1級の25号給 以上
2 級	1級の9号給 から24号給 まで
1 級	1級の8号給 以下

別表第一中

行政職 給料表
9 級
8 級
7 級
6 級
5 級
4 級
3 級
2 級
1 級

に改める。

行政職 給料表	教育職 給料表(一)
9 級	
8 級	4 級
7 級	
6 級	
5 級	3 級
4 級	2 級
3 級	1 級
2 級	
1 級	

別表第二中

を

行政職 給料表
9 級
8 級
7 級
6 級
5 級
4 級
3 級
2 級
1 級

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。